

令和4年告示第2号

本組合が設置する一般廃棄物処理施設（エネルギー回収型廃棄物処理施設）を設置するため、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第9条の3第1項に規定する周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査を実施したので、県央県南広域環境組合が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境調査結果の縦覧等の手続きに関する条例（平成11年8月27日条例第28号）の規定により、生活環境影響調査書を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該施設の設置に関し利害関係を有する者は、同条例第6条第2項の規定により、県央県南広域環境組合管理者に意見書を提出することができる。

令和4年2月3日

県央県南広域環境組合
管理者 大久保 潔重



記

1 施設の名称

第2期ごみ処理施設

2 施設の設置場所

長崎県諫早市福田町1250番地ほか

3 施設の種類

一般廃棄物処理施設（エネルギー回収型廃棄物処理施設）

4 施設において処理する一般廃棄物の種類

島原市、諫早市、雲仙市、南島原市で発生した可燃性一般廃棄物（生活系・事業系）及び資源化施設等からの可燃残渣

5 施設の能力

287t/日 (95.7t/24h × 3炉)

6 実施した生活環境影響調査の項目

大気質、騒音、振動、悪臭、水質

7 調査書の縦覧場所

県央県南広域環境組合事務局（諫早市福田町1250番地 管理棟1階）

諫早市 市民生活環境部 環境政策課（諫早市東小路町7-1 本館5階）

8 調査書の縦覧期間

令和4年2月3日（木）から令和4年3月3日（木）まで（土曜、日曜日及び祝日を除く。）

9 調査書の縦覧時間

午前 9 時から午後 4 時まで

10 意見書の提出方法及び提出先

持参又は郵送のいずれか

県央県南広域環境組合事務局 (諫早市福田町 1250 番地 管理棟 1 階)

郵送 : 〒854-0001 諫早市福田町 1250 番地

県央県南広域環境組合 施設課 計画班

11 意見書の記載事項

(1) 氏名及び住所

(法人にあっては、名称、代表者の氏名及び登記された事務所又は事務所の所在地)

(2) 対象施設の名称

(3) 生活環境の保全上の見地からの意見

12 意見書の受付期間

令和 4 年 2 月 3 日 (木) から令和 4 年 3 月 18 日 (金) まで

午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで (土曜、日曜日及び祝日は除く)

注意 : 郵送の場合も含め、令和 4 年 3 月 18 日 (金) までの必着とする。

13 意見書の取扱い

提出された意見書に対する検討結果の要旨を後日、当組合ホームページにて公表する。

なお、個人名等は公表しない。また、個別の回答は行わない。